品川区
職員環境行動計画
～しながわ職員エコアクト～

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

2023（令和5）年3月

Shinagawa City
品川区

はじめに

品川区は2018年（平成30）年度に、区が一事業者として行うべき地球温暖化対策への取組を示した「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」を策定し、その大きな要因のひとつである二酸化炭素の抑制に努めてまいりました。

その結果、職員一人ひとりの環境意識や環境行動が定着したこともあり、区の事務事業における二酸化炭素排出量は順調に削減が進んでいます。

その一方で、地球温暖化の影響による猛暑や集中豪雨の多発化といった気候変動が顕在化しており、わたしたちの生活をおびやかすものとなっています。

2021（令和3）年8月に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書においては、「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と結論づけ、同年11月に採択されたCOP26におけるグラスゴー気候合意では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑える努力を追求することが明示されました。

我が国においても、2020年（令和2）年10月に、政府により2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、”カーボンニュートラル“を目指すことが宣言されました。その実現のためには、2030（令和12)年までの地域の取組を推進していくことが重要とされています。

品川区では、このような背景を踏まえ、2023（令和5）年3月に、「品川区環境基本計画（2018（平成30）年3月策定）」の改訂を行い、2030（令和12)年度までのカーボンハーフ、2050（令和32）年度までのゼロカーボン達成を目標に掲げ、区域全体の二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な施策をとりまとめました。

そして、第四次計画に続く第五次計画として、「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」をとりまとめました。本計画では、前計画に引き続き、職員の積極的な省エネルギー・省資源行動を推進していくとともに、区有施設への再生可能エネルギーの導入など、ハード面でのアプローチも強化していく内容となっています。他の事業者の模範となるよう、区が率先してカーボンハーフおよびゼロカーボン達成に向けた取組を強化していきます。

この新たな削減目標の達成には、職員の皆さんの日々の環境行動の積み重ねと、全庁的な連携による一体的な取組が欠かせません。区職員が一丸となって、「みんなで創り育てる環境都市」の実現を目指した取組を着実に推進してまいります。

2023（令和5）年3月

品川区長　森澤恭子

目　次

第 1 章 計画の基本的事項 1
1. はじめに 1
（1） 地球温暖化について 1
（2） 地球温暖化をめぐる動向 1
（3） 区が果たすべき責務 3
2. 計画の位置づけ 4
3. 計画の期間 5
4. 計画の対象物質 5
5. 計画の対象範囲 6
第 2 章 二酸化炭素排出量推移と削減目標 8
1. 前計画の目標達成状況 8
（1） 二酸化炭素排出量 8
（2） 区有施設からの床面積あたり二酸化炭素排出量 9
（3） エネルギー種類別排出量 10
2. 二酸化炭素排出量の削減目標 11
（1） 削減目標の考え方 11
（2） 削減目標の設定 11
第 3 章 率先行動計画 13
1. 率先行動計画の取組体系 13
2. 具体的な取組 14
（1） 二酸化炭素排出量抑制のための取組 14
（2） その他の環境配慮のための取組 19
第 4 章 推進体制 22
1. 推進体制 22
2. 職員等への意識啓発 22
（1） 情報の提供・啓発 22
（2） 教育・研修 22
3. 公表 22
第 5 章 参考資料 27

第1章　計画の基本的事項

1．はじめに

（1）地球温暖化について

近年、地球温暖化の進行により、ゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動の影響の顕在化、生物多様性の損失など、わたしたち人間の社会と自然の生態系の両方に深刻な影響が生じています。

地球温暖化は、人間の活動によって大気中の温室効果ガスが増加し、気温が上昇することにより発生します。温室効果ガスの主たるものである二酸化炭素は、主に私たちの生活に必要な電気やガソリンなどのエネルギーを利用することにより発生しています。そのため、エネルギーの利用を減らすことが地球温暖化対策の第一歩といえます。

（2）地球温暖化をめぐる動向

1）世界の動向

2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約※1第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択され、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

「パリ協定」では、1997（平成 9）年に合意された「京都議定書※2」に代わり、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の取組を強化することが必要とされています。

さらに、2021（令和 3）年 8 月に公表された IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、2021（令和 3）年から 2040（令和 22）年の間には、地球温暖化が人類に深刻な影響を与えるとされている 1.5 度に達するとの予測がされ、各国による対策強化の必要性が示されました。

※1　国連気候変動枠組条約とは、1992（平成 4）年にブラジルの都市リオ・デ・ジャネイロにおいて開催された環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約です。

※2　京都議定書とは、1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、先進国の拘束力のある削減目標（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年の 5 年間で 1990（平成 2）年に比べて日本－6％、米国－7％、ＥＵ－8％等）を明確に規定した合意です。

2）国の動向

国では、地球温暖化対策計画により、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）を踏まえ、2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出削減目標を「2013（平成 25）年度比で 26%削減」としていました。しかし、「パリ協定」の採択を受け、2020（令和 2）年 10 月に、2050（令和 32）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。また、2021（令和 3）年 4 月には、2030（令和 12）年度において、二酸化炭素排出量 46%削減（2013（平成 25）年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

3）東京都の動向

東京都は、2019（令和元）年 12 月に 2050（令和 32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献することを宣言した「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。また、2021（令和 3）年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report～」を公表し、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年までに 50%削減するとした「カーボンハーフ」を達成するため、必要となる目標の強化や社会変革のビジョンを公表しました。

2022（令和 4）年 9 月に改訂した東京都環境基本計画においても、2030（令和 12）年のカーボンハーフ達成に向けた取組強化の必要性が示されています。

また、東京都の地方公共団体実行計画（事務事業編）にあたるゼロエミッション都庁行動計画（2021（令和 3）年 3 月）では、東京都自身が、自らの業務に伴う温室効果ガス削減などの取組を強化し、2024（令和 6）年度までに 2000（平成 12）年度比で温室効果ガス排出量を 40%削減とする目標を掲げています。さらに、2030（令和 12）年には、都有施設の「カーボンハーフ」達成という将来像を掲げています。

（3）区が果たすべき責務

区においても、2018（平成30）年３月に品川区職員環境行動計画（以下「本計画」といいます）を策定し、区自らの業務に伴う二酸化炭素排出の削減および省エネ・省資源活動に取り組み、区域の二酸化炭素排出活動の促進を図ってきました。

また、2015（平成 27）年度に開始した「しながわエコリンク」により、区の取組を「見える化」し、環境法令の遵守および二酸化炭素排出の削減、省エネ・省資源活動を着実に推進しています。

＜しながわエコリンクの概要＞

しながわエコリンクは、エコアクトで掲げる目標達成のための区独自の環境マネジメントシステム※3であり、2015（平成 27）年度に開始しました。それまでの ISO14001※4取得時よりも対象範囲を拡大し、区の業務における環境保全・改善のための取組を見える化し、目標の進行管理に活用しています。

しながわエコリンクの目的は以下のとおりです。

- **環境関連法令※5 および品川区職員環境行動計画に基づく省エネ・省資源活動の推進**

  環境関連法令や行動計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

- **環境法規制の遵守の徹底**

  環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

※3　環境マネジメントシステム（Environmental Management System、EMS）とは、企業など事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことをいいます。

※4　ISO14001 とは、国際的な標準規格の設定を行う機関「ISO（国際標準化機構）」が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格のことをいいます。

※5　環境関連法令とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」をいいます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」として策定しました。これは、区の業務により排出される二酸化炭素について、削減の目標とその達成に向けた対策を定めるものです。

なお、区では 2002（平成 14）年度に第一次計画を策定し、おおむね 5 年おきに実態にあわせた改定を行い地球温暖化対策に取り組んできました。本計画は 2018(平成 30)年度に策定した第四次計画に続く、第五次計画となります。

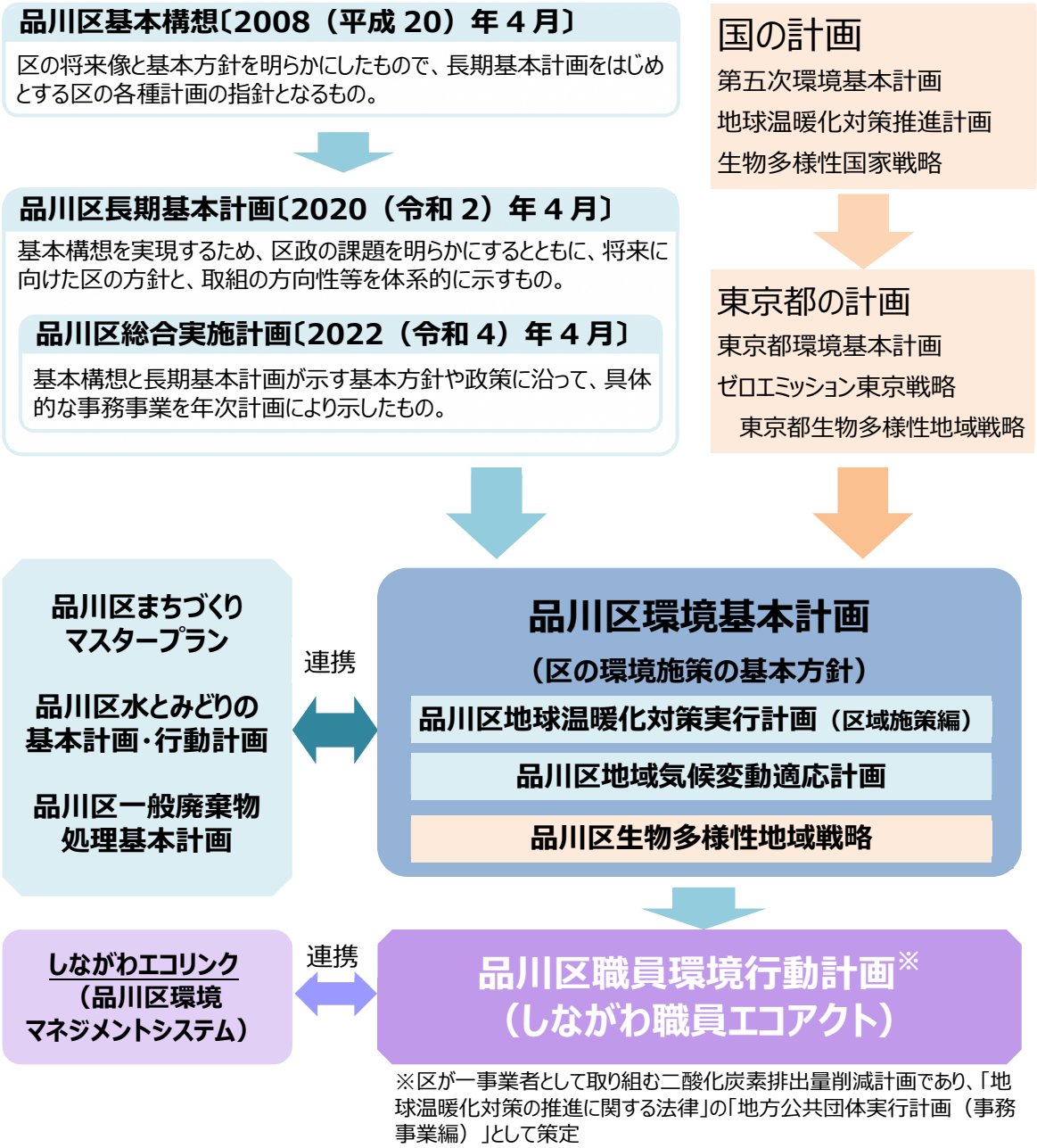

図 1.1　計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とします。

なお、品川区環境基本計画において、二酸化炭素排出量削減目標を 2030（令和 12）年度には 2013（平成 25）年度比で 50%削減と設定していることから、本計画の目標年は 2027（令和 9）年度および 2030（令和 12）年度の 2 つを設定することとします。

4. 計画の対象物質

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に定められた温室効果ガスは、表 1.1 のとおりです。

区内の温室効果ガスの排出量は、その約 95%を二酸化炭素が占め、区の事業においても同様です。そのため、特に二酸化炭素の削減に対して積極的な取組を行うこととし、本計画における排出量の把握は二酸化炭素を対象とします。毎年の業務による二酸化炭素排出量は、環境情報管理システム[※6]を使用し集計を行います。

また、公用車の使用等により発生するメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類については、二酸化炭素と同様に削減行動に取り組みます。

パーフルオロカーボン類、三ふっ化窒素は区の事業では排出しておらず、六ふっ化硫黄は排出量が極めて微量であるため、計画の対象外とします。

表 1.1　計画の対象物質一覧

No.	温室効果ガス	記号	業務における主な排出源	削減の取組	計画の対象
1	二酸化炭素	CO_2	燃料の使用、電気の使用	実施	対象
2	メタン	CH_4	燃料の使用、自動車の走行	実施	－（対象外）
3	一酸化二窒素	N_2O	燃料の使用、自動車の走行	実施	－（対象外）
4	ハイドロフルオロカーボン類	HFCs	カーエアコンの使用・廃棄等	実施	－（対象外）
5	パーフルオロカーボン類	PFCs	排出していない	－（区の事業で排出していない）	－（対象外）
6	六ふっ化硫黄	SF_6	区有建築物の受変電設備の使用・点検等により排出	－（排出量が極めて微量である）	－（対象外）
7	三ふっ化窒素	NF_3	排出していない	－（区の事業で排出していない）	－（対象外）

※6　環境情報管理システムとは、所管する各課・各施設のエネルギー使用量等の実績を管理するシステムです。電気使用量、ガス使用量、水道使用量、燃料使用量、コピー・プリント数、可燃廃棄物排出量、不燃廃棄物排出量を運用担当者等が毎月入力します。

5. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、表 1.2 に示すとおりです。

区が所有または管理し、業務に使用している全ての施設・設備を対象としますが、住居に伴う部分（区営住宅・職員待機寮等）は対象外とします。

なお本計画は、各取組の浸透や進捗管理について、「しながわエコリンク」と一体的に進めていくこととします。（施設リストは「しながわエコリンク運用マニュアル」を参照）

表 1.2　計画の範囲

	施　設	自動車
対象	区庁舎 各課分室・出先機関 文化センター 地域センター 区民センター 児童センター シルバーセンター ゆうゆうプラザ 高齢者福祉施設 障害者福祉施設 保健施設 図書館 創業支援センター 保育園 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 保養施設 区立公園・児童遊園・特定児童遊園 公衆便所・公園便所 区民活動交流施設 自転車等駐車場 品川歴史館 清掃・リサイクル施設 ※　その他、区が所有または管理する施設（下記、対象外の施設は除く）	区の事業（対象施設に限る）で使用する車両
対象外	区営住宅 借上型区民住宅 建設型区民住宅 職員待機寮 ※　その他、区以外のものが所有し、区の事業以外の目的で使用されている施設	上記以外の全ての車両

表 1.3　計画の対象範囲の考え方※7

設置者※8	所有または賃借権者※9	施設・設備の形態	本計画の対象範囲	備考
区	区	区庁舎や学校等の区有施設 都施設等に複合されている区有施設	○	都施設等に複合されている区有施設がある場合は、区が所有・賃借している部分のみが対象
	区以外	区有施設内に入居している他の団体の事務所や民間テナント等PFI※10の事業方式の一種である「BOT 方式※11」や「BOO 方式※12」によって整備され、所有権が PFI 事業者に帰属する区有施設	○	
区以外	区	民間施設等に複合されている区有施設	○	区が所有または賃借している部分のみ対象
	区以外	一般的な民間施設等	×	

※7　国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（環境省、2022（令和 4）年 3 月改定）」に基づき、対象範囲を定めます。
※8　設置者とは、施設の建築を決定したものを指します。
※9　所有者とは、施設の所有権を有するものを指し、賃借権者とは所有者との賃貸契約により施設を使用するものを指します。
※10　PFI とは、民間資金等の活用により公共施設等の整備等を行う事業のことを指します。
※11　BOT 方式とは、上記 PFI のうち、民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後に公共へ所有権を移転する事業を指します。
※12　BOO 方式とは、上記 PFI のうち、民間が施設を建設・維持管理・運営し、契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける事業を指します。

第2章　二酸化炭素排出量推移と削減目標

1．前計画の目標達成状況

（1）二酸化炭素排出量

前計画では、2013（平成 25）年度を基準年とし、二酸化炭素排出量を、2022（令和 4）年度までに 16%削減、2030（令和 12）年度には 40%削減することを目標として取り組んできました。

その結果、二酸化炭素排出量は減少し、2020（令和 2）年度に 25,371 t -CO_2と、2022（令和 4）年の目標 25,656t-CO_2を前倒しで達成しました。翌年の 2021（令和 3）年度に 27,227t-CO_2と 1,856 t-CO_2 増加したものの、目標に向けて順調に推移しています。

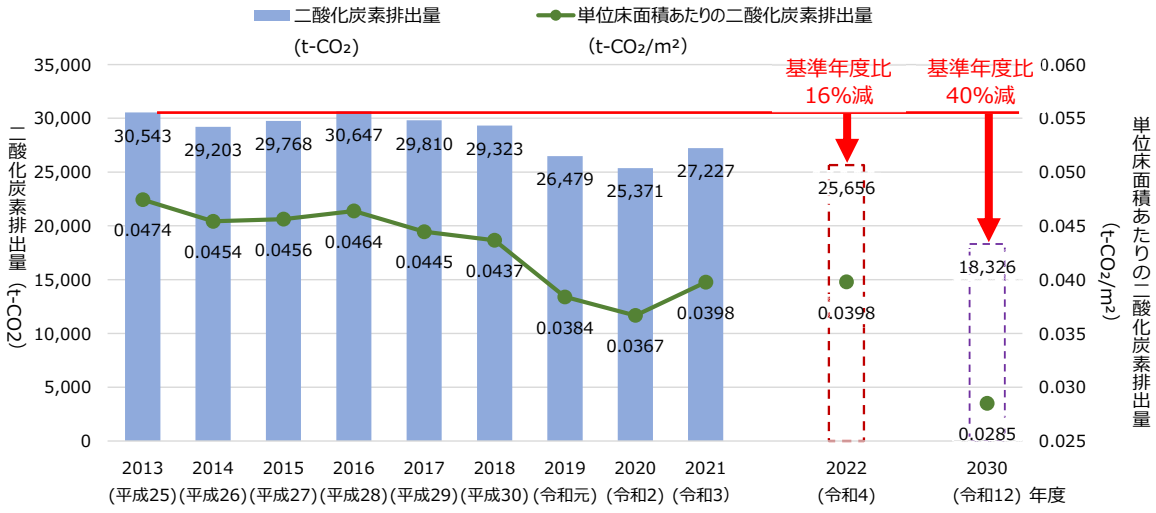

図 2.1　二酸化炭素排出量の推移

（2）区有施設からの床面積あたり二酸化炭素排出量

区では、区有施設からの二酸化炭素排出量は施設数や床面積の増減により左右されることから、床面積 1 ㎡当たりの二酸化炭素排出量を参考指標としています。

結果、床面積 1 ㎡当たりの二酸化炭素排出量についても着実に減少しており、電気や都市ガスなどのエネルギー利用量削減の取組による効果が表れているものと考えられます。

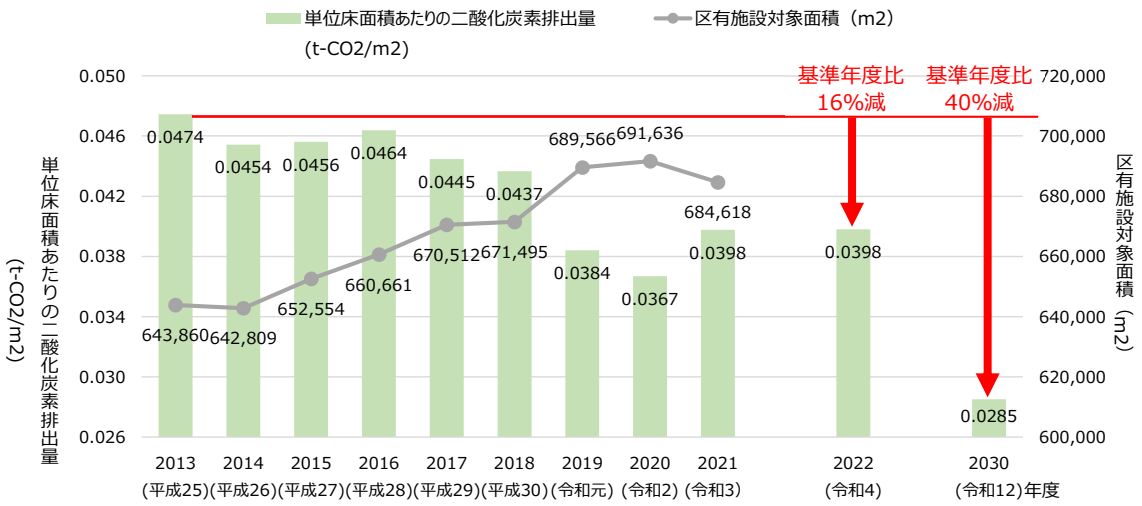

図 2.2　床面積あたり二酸化炭素排出量の推移

表 2.1　二酸化炭素排出量の推移

項目	年　度	単位床面積あたりの二酸化炭素排出量 ($t\text{-}CO_2/m^2$)	基準年度比
基準年	2013（平成 25）	0.0474	–
実績	2013（平成 25）	0.0474	-4.2%
	2014（平成 26）	0.0454	-3.8%
	2015（平成 27）	0.0456	-2.2%
	2016（平成 28）	0.0464	-6.3%
	2017（平成 29）	0.0445	-7.9%
	2018（平成 30）	0.0437	-19.1%
	2019（令和元）	0.0384	-22.7%
	2020（令和 2）	0.0367	-4.2%
	2021（令和 3）	0.0398	-4.2%
計画目標	2022（令和 4）	0.0398	-16.0%
参考目標	2030（令和 12）	0.0285	-40.0%

※四捨五入により、合計値や基準年度比が合わない場合があります。

（3）エネルギー種類別排出量

エネルギー種類別の二酸化炭素排出量の推移を見ると、基準年の 2013（平成 25）年度から 2022（令和 4）年度にかけて増減はあるものの減少しています。内訳を見ると、電気および燃料は減少していますが、ガスは増加しています。

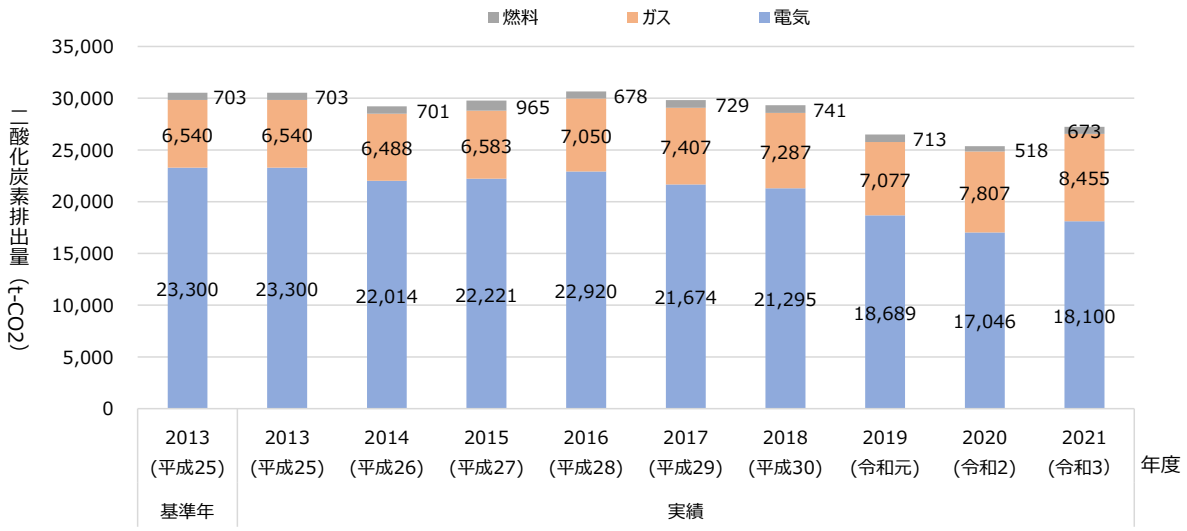

図 2.3　エネルギー種類別二酸化炭素排出量の推移

2. 二酸化炭素排出量の削減目標

（1）削減目標の考え方

区では、品川区環境基本計画において、区域全体の二酸化炭素排出量について、2050（令和 32）年度にゼロカーボンシティしながわを達成するため、その途中段階である 2030（令和 12）年度には、2013（平成 25）年度比で 50% 削減することを目指しています。

また、国や東京都においても、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度比で 50%削減するとした脱炭素社会に向けた目標が掲げられています。このことから区の業務においても率先的な役割を果たすため、品川区環境基本計画と同水準の二酸化炭素排出量の削減目標を設定することとします。

（2）削減目標の設定

本計画における二酸化炭素排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

計画の最終目標である 2030（令和 12）年度は、区全域における削減目標と合わせ、2013（平成 25）年度比で 50%削減を目標とします。

さらに、計画最終年度である 2027（令和 9）年度の目標も設定します。2030 年度（令和 12）年度の 50%削減達成に必要な年間削減量を算出し、2013（平成 25）年度から 2027（令和 9）年度までの 14 年分を積み上げ、2013（平成 25）年度比で 41%削減を目標とします。

2027（令和 9）年度の削減目標

二酸化炭素排出量：2013（平成 25）年度比 **41%削減　17,967 t-CO_2**

2030（令和 12）年度の削減目標

二酸化炭素排出量：2013（平成 25）年度比 **50%削減　15,272 t-CO_2**

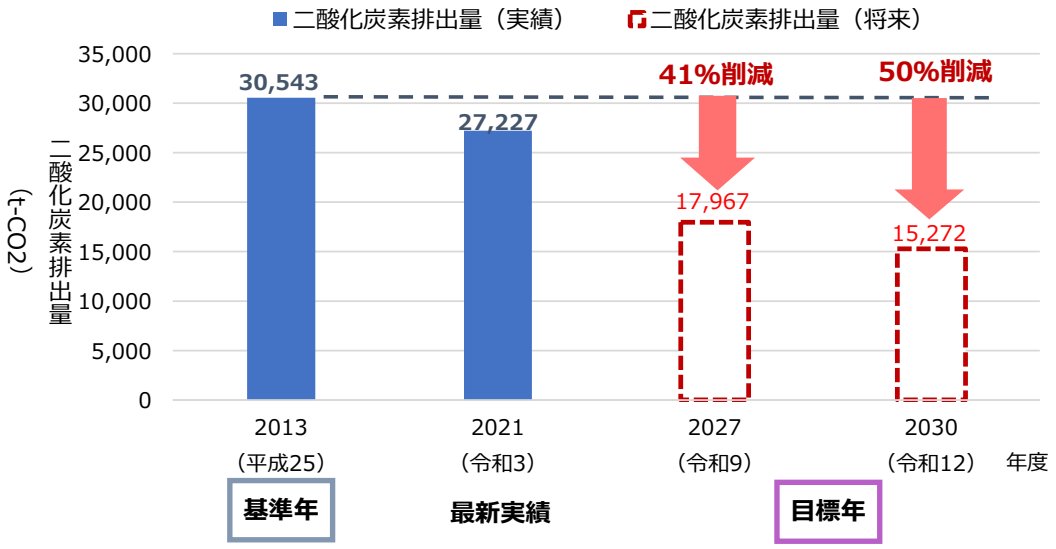

図 2.4　二酸化炭素排出量の削減目標の達成イメージ

なお、二酸化炭素排出量は、区の施設数や床面積の増減に大きく左右されることから、前計画と同様、区有施設からの床面積あたり二酸化炭素排出量の削減量を参考指標に設定します。

2027（令和 9）年度の参考指標

床面積あたりの二酸化炭素排出量：**0.0279 t-CO_2/m^2**

〔2013（平成 25）年度比で 41%削減に相当〕

2030（令和 12）年度の参考指標

床面積あたりの二酸化炭素排出量：**0.0237 t-CO_2/m^2**

〔2013（平成 25）年度比で 50%削減に相当〕

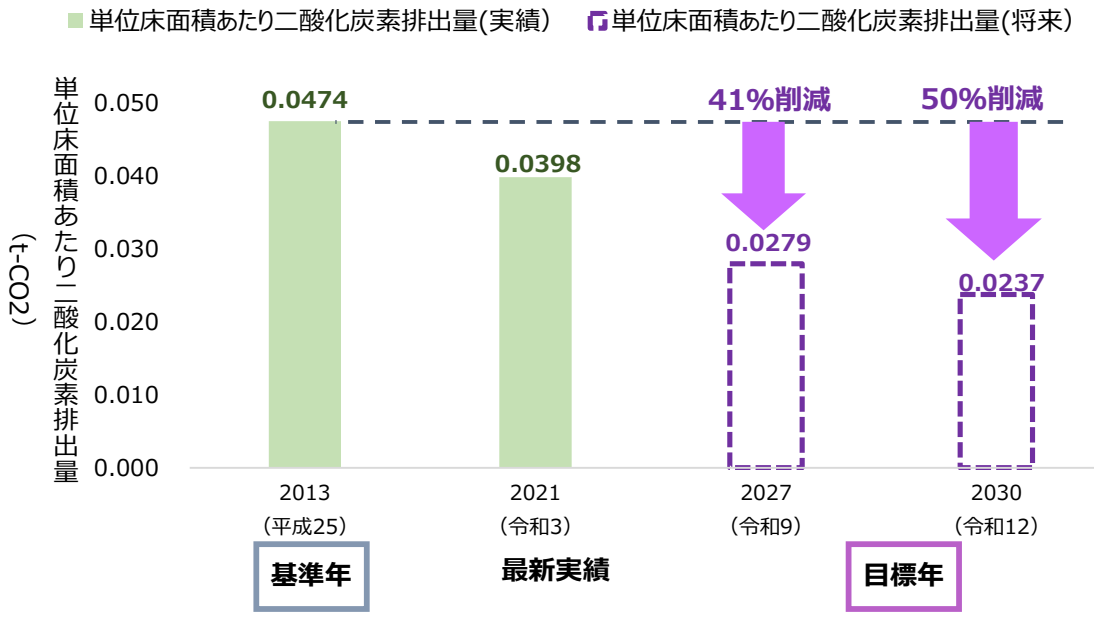

図 2.5　床面積あたり二酸化炭素排出量の参考指標の達成イメージ

第3章　率先行動計画

1．率先行動計画の取組体系

率先行動計画は、二酸化炭素排出量削減に係る取組と、その他の環境配慮のための取組について、それぞれ推進します。二酸化炭素削減に係る取組は、新たに「再生可能エネルギーの導入」を追加します。

（1）二酸化炭素削減のための取組

1）　再生可能エネルギーの導入の推進

- 太陽光発電設備・蓄電池の導入
- ZEB・ZEH 化の推進
- 再生可能エネルギー由来電力の調達

2）施設・設備の管理および省エネルギー化の検討

- エネルギー効率のよい施設管理の実施
- 「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量削減
- 省エネ診断の実施によるエネルギー使用量の削減
- 施設や設備の更新によるエネルギー使用量の削減
- 高効率な給湯器の導入　　等

3）省エネルギー行動の推進

- 働き方の配慮による電気・燃料使用量の削減
- 空調や照明、その他の電気機器の適切な運用による電気・燃料使用量の削減
- 必要最低限の給湯利用
- エレベーターの適切な運用による電気使用量の削減
- 公用車のエコドライブの推進や使用の抑制　等

（2）その他の環境配慮のための取組

■　日常業務における取組

- 水使用量の削減
- 廃棄物排出量の削減
- イベントや製品購入時の環境配慮　等

図 3.1　率先行動計画の取組体系

2. 具体的な取組

（1）二酸化炭素排出量抑制のための取組

一事業者としての区が排出する二酸化炭素削減のためには、まず第一に職員一人ひとりの日常業務における環境を意識した取組を徹底し、あわせて施設・設備を省エネ型に更新していくことが必要です。

各取組の内容を十分に理解するとともに、所属する組織内で共有し、合わせて全庁的な連携により、確実に実践していきます。

1）再生可能エネルギーの導入推進

区民・事業者の取組をけん引する立場として、区有建築物に区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電設備と蓄電池の率先した導入を推進します。太陽光発電設備と蓄電池を一体で設置することで、近年多発化する自然災害により、電気の供給が停止した際も、災害時の活動などに利用することができます。

また、新築または改築時には ZEB・ZEH 化をし、区有施設の電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えるなど、さらなる脱炭素化を推進します。

表 3.1　再生可能エネルギー導入推進に関する取組

取組	具体的内容
太陽光発電設備・蓄電池の導入	・区有建築物へ太陽光発電設備と蓄電池の率先した導入を推進
ZEB・ZEH 化の推進	・新築または改築時には ZEB・ZEH 化を実施 ・既存施設は大規模改修時などを機会ととらえ、ZEB・ZEH 化を検討
再生可能エネルギー由来電力の調達	・調達電力を再生可能エネルギー由来電力に切替を推進 ・その他のエネルギーについても二酸化炭素排出の少ないエネルギーを率先して調達

※下線を引いている取組は、本計画で新たに追加する。

＜グリーン電力証書＞

風力や太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を証書として発行し、「電気そのもの」と切り離して取引することを可能にした制度です。グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができます。

2）施設・設備の管理および更新時における省エネルギー化の検討

主に、各施設の責任者や空調や照明等の設備機器の管理者等が、設備・機器の利用時や更新・導入時に配慮すべき行動は、以下に示すとおりです。

表 3.2　施設・設備の更新

区分	取組項目	具体的な取組内容
エネルギー効率のよい施設管理の実施		・ エネルギーの使用の合理化に関する法律の対象施設については、「品川区エネルギー管理基準」に従って、エネルギー効率のよい施設管理を実施
全般	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・ 「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量削減 ・ コージェネレーションシステム・省エネ型ボイラーの導入 ・ 省エネ診断の実施によるエネルギー使用量削減
照明	電気使用量の削減	・ LED 照明機器の導入 ・ インバーター省エネ照明機器の導入 ・ 照明スイッチの細分化設計による省エネルギーの推進
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・ 地中熱・太陽熱等の活用 ・ 高効率空調機の導入 ・ 複層ガラス・建物の断熱型構造の強化
電気機器	電気使用量の削減	・ 節電型 OA 機器の導入 ・ 省電力型モーター等を導入 ・ 自動販売機の省エネ型機種への変更
給湯	燃料使用量の削減	・ 高効率給湯器の導入
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・ 低公害車の導入（電気自動車、燃料電池自動車、その他の低公害自動車　等）

＜コージェネレーションシステム＞

コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等により発電した際に生じた廃熱も回収し、給湯や空調などに利用するシステムのことをいいます。エネルギー効率が良く、また停電時も自立運転可能なシステムであることから、地球温暖化対策として、また緊急時のエネルギー確保の手段としても有効です。

3）省エネルギー行動の推進

a）省エネルギー行動の推進

二酸化炭素排出を削減するためには、全ての職員が環境に対する意識を持ち、自身の職務を遂行することが重要です。また、電力消費が多い夏季・冬季については、区民サービスの質を維持しつつ、より省エネルギーを推進する必要があります。

日常業務において、職員一人ひとりが、その職責や立場に応じて取り組むべき省エネルギー行動は、以下に示すとおりです。

表 3.3　省エネルギー行動の内容

区分	取組項目	具体的な取組内容
働き方	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・　業務の見直しによる時間外勤務の抑制（しながわ～く） ・　一斉退庁・一斉消灯・ノー残業デーの徹底
照明	電気使用量の削減	・　不要な照明の消灯（始業前・昼休み・残業時） ※窓口等必要箇所を除く ・　支障のない範囲で廊下・階段等の共用部の照明を減灯 ・　可能な限り日中の窓側照明の消灯 ・　不要な照明の間引き
空調	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	・　適切な室温設定の徹底（サマールックキャンペーン　冷房設定温度目安28度・ウォームビズキャンペーン　暖房設定温度目安19度） ・　使用していない部屋の個別空調の停止の徹底 ・　ブラインド・カーテン等の適切な利用による空調効率の向上 ・　エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理 ・　余冷・余熱によるエアコン等の運転時間の短縮 ・　冷暖房設備の維持・管理の徹底 ・　ボイラー等エネルギー供給施設の適切な運転・維持管理
電気機器	電気使用量の削減	・　パソコン等 OA 機器の省エネ設定 ・　電気ポットの原則不使用 （ガス設備等がない施設を除く） ・　暖房便座の蓋閉め ・　暖房便座を節電モードに設定
給湯	燃料使用量の削減	・　必要最低限の給湯器使用
エレベーター	電気使用量の削減	・　階段の利用 ・　支障のない範囲で一部の運転を休止

区分	取組項目	具体的な取組内容
公用車	電気使用量の削減 燃料使用量の削減 走行距離の抑制	・　停車時のエンジン停止の徹底 ・　エコドライブの徹底 （急発進・急加速・急停止等の抑制） ・　自動車の使用回数の抑制 （徒歩移動・自転車の活用、相乗り等） ・　カーエアコンの適切な使用（不要時はつけない） ・　タイヤの溝・空気圧等の定期的な点検・整備
イベント等	電気使用量の削減 燃料使用量の削減 走行距離の抑制	・　主催者・出演者・一般来場者の移動に伴う二酸化炭素排出量の削減 ・　設営時・開催中・撤去時のエネルギー（電力・燃料等）使用の削減 ・　グリーン電力証書の利用やカーボンオフセットの実施
フロンガス	フロンガス使用・廃棄等に係る適正管理	・　エアコン・冷蔵冷凍機器・テレビ・洗濯機・自動車等については、フロン排出抑制法・家電リサイクル法・自動車リサイクル法に従い適正に管理または処理

＜エネルギー管理基準の概要＞

エネルギー管理基準とは、区の施設における省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、「エネルギー使用の合理化に関する法律（第４条ほか）」に適合したエネルギー管理における基準を文書化したものです。

この基準は、区の所管施設において消費される電力、化石燃料、ガス燃料、用水（上水・中水）、地域熱源等すべてのエネルギーを対象として、施設維持管理業務に適用するものです。

※内容の詳細については、しながわエコリンクの品川区エネルギー管理基準を参照

＜カーボンオフセット＞

カーボンオフセットとは、削減が困難な部分の二酸化炭素排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等（クレジット）を購入することまたは他の場所で排出削減・吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいいます。

事務用品や日用品の中にもカーボンオフセットの認証を受けているものがあり、これらの製品を積極的に購入することで、二酸化炭素の排出削減に寄与することができます。

b）省エネ協議

各所管課が次年度の予算見積をする際、環境課と「省エネ協議」を実施することで、環境施策への反映を図るものです。

省エネ協議では、省エネルギーに資する工夫を施す予定の事業について、省エネ提案書にその工夫の内容や効果を記載し、環境課に提出することが必要です。省エネルギーにつながる工事の実施や備品の購入、再エネ機器の導入等が対象となります。

＜省エネ協議の具体例＞

①施設の新設・改築・改修時における、省エネルギー設備等の導入に関すること
　例：屋上緑化、GHP、EHP、自然換気、LED 化、雨水利用　等

②二酸化炭素を排出する備品の導入に関すること
　例：冷凍冷蔵庫　等

③再生可能エネルギー設備の導入に関すること
　例：太陽光発電システム、太陽熱給湯器、風力発電　等

④車両の導入に関すること
　例：低公害車（電気自動車、燃料電池自動車等）　等

⑤その他、上記以外の省エネルギー設備等の導入に関すること
　例：遮熱塗装、遮熱フィルム　等

（2）その他の環境配慮のための取組

一業務に必要となる物品の購入や、廃棄物についても、環境にやさしい商品・サービスを優先して利用します。

表 3.4　その他の環境配慮行動

区分	取組項目	具体的な取組内容
紙使用量の削減		・ 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化 ・ 裏面用紙の活用徹底 ・ 会議資料・内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷・N アップ・小冊子印刷の活用等） ・ 庁内の文書管理システム等の活用によるコピー用紙使用量の削減 ・ 必要最小限の部数印刷・発注 ・ メールや参考資料等の印刷削減（画面確認・課内での回覧等） ・ 用紙類の購入量チェックによる使用量削減 ・ 両面コピーや裏面を利用したコピー ・ タブレット端末や web を用いたペーパーレス会議の導入 ・ web アンケート調査の導入推進
水の使用		・ 水の流し放しの防止 ・ 配管等の水漏れ点検の実施 ・ 節水コマの取り付け ・ トイレの流水擬音装置の取り付け ・ 貯留タンク等の雨水利用設備の導入により雨水をトイレや散水等に中水として利用（雨水の適切な利用が可能な場合） ・ 必要に応じて感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具を設置
イベント等における環境負荷への配慮		・ 配布する印刷物・ノベルティ・設営資材への環境配慮

区分	取組項目	具体的な取組内容
廃棄物排出量の削減		・　分別ボックス等による分別徹底と資源化（分別の種類をわかりやすく表示） ・　昼食の買い物時等でのノーレジ袋の推進による廃棄物の削減 ・　割り箸使用量の削減（マイはし持参等） ・　使用済み封筒の庁内メール便等での再利用 ・　不要な備品の情報提供による他部署での再使用 ・　裏面用紙・封筒回収ボックスの設置 ・　廃プラスチック・廃油等のリサイクル
使い捨てプラスチックの削減		・　イベント等で使用する使い捨て容器や会議等で提供する飲料は、自然環境に配慮された素材の容器を活用する（モールド容器、カート缶・プルトップ缶入り飲料等）
各種法令に従った適正な廃棄		・　燃え殻・汚泥・建設廃材等の適正な廃棄 ・　水銀等の有害物質の適正な廃棄
製品購入時の環境負荷の低減		・　グリーン購入の実施 ・　カーボンオフセット商品の購入の検討
その他の環境配慮		・　外気の活用・遮断が可能な建具の採用やひさし・窓ガラス等の開口部の構造を検討し整備 ・　省エネ型の照明や空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じ検討し整備 ・　透水性舗装・浸透升等を必要に応じて設置 ・　敷地への境木等の植栽や建物の屋上・壁面等の緑化 ・　各種の施設整備等にあたっては、地域の自然環境等との調和に配慮 ・　一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理

＜グリーン購入の概要＞

しながわエコリンクでは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を基準とするグリーン購入共通手順書に従って行動することとしています。

１．目的

地球温暖化問題が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するため、区も事業者・消費者として、環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を進めることにより、環境負荷の軽減を図るとともに、循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

２．基本方針

（1）区が物品を調達（購入およびリース・レンタルをいう）するにあたって、次の要件について考慮する。

- 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること。
- 製造時、流通段階、使用時ともに資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- 紙の調達時等、資源を持続可能な方法で採取し有効利用していること。
- 長期間の使用ができること。
- 再使用が可能であること。
- リサイクルが可能であること。
- 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

(2) 環境物品等に関する情報の信頼性、適切性、手続きの透明性に留意しつつ、第三者機関による環境ラベル制度による環境配慮商品の活用を図る。

3．対象物品

次の商品に関しては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 3 年 2 月）に準じて調達するものとする。

- 紙類、文具類
- オフィス家具等、インテリア・寝装寝具
- 画像機器、電子計算機、オフィス機器、移動電話、家電製品等
- 設備、エアコンディショナー、温水機器、照明等
- 自動車等
- 制服・作業服、作業手袋、その他繊維製品等
- 消火器、災害備蓄用品
- ごみ袋等

出典：グリーン購入共通手順書（第 4 版）

※内容の詳細については、しながわエコリンクのグリーン購入共通手順書を（第 4 版）を参照

第4章　推進体制

1．推進体制

本計画は、環境対策推進会議において推進します。

推進体制の詳細は、次頁の設置要綱に示すとおりです。

2．職員等への意識啓発

（1）情報の提供・啓発

① 区ホームページ等により、情報を提供します。

② 地球温暖化に関する情報の共有化を図ります。

内部：庁内 LAN による職員向けインフォメーション等

外部：委託契約内容等

（2）教育・研修

地球温暖化に関する教育・研修を行っていきます。

3．公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、本計画の内容および進捗・達成状況について区ホームページ等を用いて広く公表します。

環境対策推進会議設置要綱

制定 平成１９年２月２８日
改正 平成２１年３月２７日 要綱第 148 号
改正 平成２４年５月１０日 要綱第 123 号
改正 平成２６年９月１２日 要綱第 113 号
改正 平成２７年３月１１日 要綱第 265 号
改正 平成２９年１月 27 日　要綱第 7 号
改正 令和２年 12 月９日 要綱第 201 号
改正 令和４年７月４日 要綱第 176 号

（設置）
第１条　環境問題に対する、品川区の施策を総合的、効果的に推進するため、環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 品川区の環境施策全般に関する事項
(2) 環境マネジメントシステムに関する事項
(3) その他前２号に関連し必要と認められる事項

（組織）
第３条　推進会議は、別表に掲げる座長、副座長および委員で構成する。
２　座長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
４　座長は、第１項に定めるもののほか、必要と認める者を出席させることができる。

（庶務）
第４条　推進会議に関する事務は、都市環境部環境課において処理する。

（委任）
第５条　この要綱の実施について要綱の定めない事項については、別に都市環境部長が定める。

付則
この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。
付則
この要綱は、平成２４年５月１１日から適用する。
付則
この要綱は、平成２６年 10 月１日から適用する。
付則
この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。
付則
この要綱は、平成２９年２月８日から適用する。
付則
この要綱は、令和２年 12 月９日から適用する。
付則
この要綱は、令和４年７月１５日から適用する。

別表

役　職	職　名
座長	副区長（都市環境部担任）
副座長	副区長
副座長	教育長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	危機管理担当部長
委員	新庁舎整備担当部長
委員	地域振興部長
委員	文化スポーツ振興部長
委員	子ども未来部長
委員	福祉部長
委員	健康推進部長
委員	品川区保健所長
委員	都市環境部長
委員	都市整備推進担当部長
委員	品川区清掃事務所長
委員	防災まちづくり部長
委員	災害対策担当部長
委員	会計管理室長
委員	教育委員会事務局教育次長
委員	区議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長

環境対策庁内会議設置要領

平成２２年７月１５日　都市環境事業部長制定
平成２４年５月１０日　都市環境事業部長改正
平成２７年３月１１日　都市環境事業部長改正
平成２７年７月１５日　都市環境部長改正
平成３０年４月　２日　都市環境部長改正
令和　４年５月２５日　都市環境部長改正

（設置）
第１条　品川区において、環境対策に関する庁内の緊密且つ横断的な連携を図り、もって環境政策を円滑に推進するため、環境対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　環境対策関連計画に関すること
（ア）　品川区環境基本計画
（イ）　品川区職員環境行動計画
（２）　環境対策の施策に関すること
（３）　環境対策の情報交換に関すること
（４）　その他環境対策に関すること

（構成）
第３条　庁内会議は、次に掲げる者による委員によって構成する。
（１）　都市環境部長
（２）　企画調整課長
（３）　財政課長
（４）　施設整備課長
（５）　総務課長
（６）　経理課長
（７）　新庁舎整備課長
（８）　地域活動課長
（９）　文化観光課長
（１０）　子ども育成課長
（１１）　福祉計画課長
（１２）　健康課長
（１３）　都市計画課長
（１４）　環境課長
（１５）　品川区清掃事務所長
（１６）　土木管理課長
（１７）　会計管理室長
（１８）　区議会事務局長
（１９）　選挙管理委員会事務局長
（２０）　監査委員事務局長
（２１）　教育委員会事務局庶務課長

（座長）
第４条　庁内会議には座長をおき、都市環境部長をもって充てる。
２　座長は、会議の議事運営を行い、会務を総理する。
３　座長に事故があるときは、環境課長がその職務を代理する。

（招集）
第５条　庁内会議は、必要に応じて座長が招集する。
２　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を庁内会議に出席させることができ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第６条　庁内会議の庶務は、環境課において処理する。

（委任）
第７条　この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定めるものとする。

附　則
この要領は、平成２４年　５月　１１日から適用する。
附　則
この要領は、平成２７年　４月　　１日から適用する。
附　則
この要領は、平成２７年　７月　１５日から適用する。
附　則
この要領は、平成３０年　４月　　１日から適用する。
附　則
この要領は、令和　４年　６月　　１日から適用する。

第5章　参考資料

資料-1　施設種類別の二酸化炭素排出量の推移

施設類型別に二酸化炭素排出量の推移を整理した結果を下図に示します。

二酸化炭素排出量は 2019（令和元）年度から 2020（令和 2）年度は減少しているものの、2021（令和 3）年度は増加しており、特に学校教育施設で増加しています。これは、コロナ対策として換気をしながら空調機器を稼働させたことによる負荷増加と、前年度に施設の開館時間等を変更していたものが、通常運営に戻ったことが原因だと考えられます。

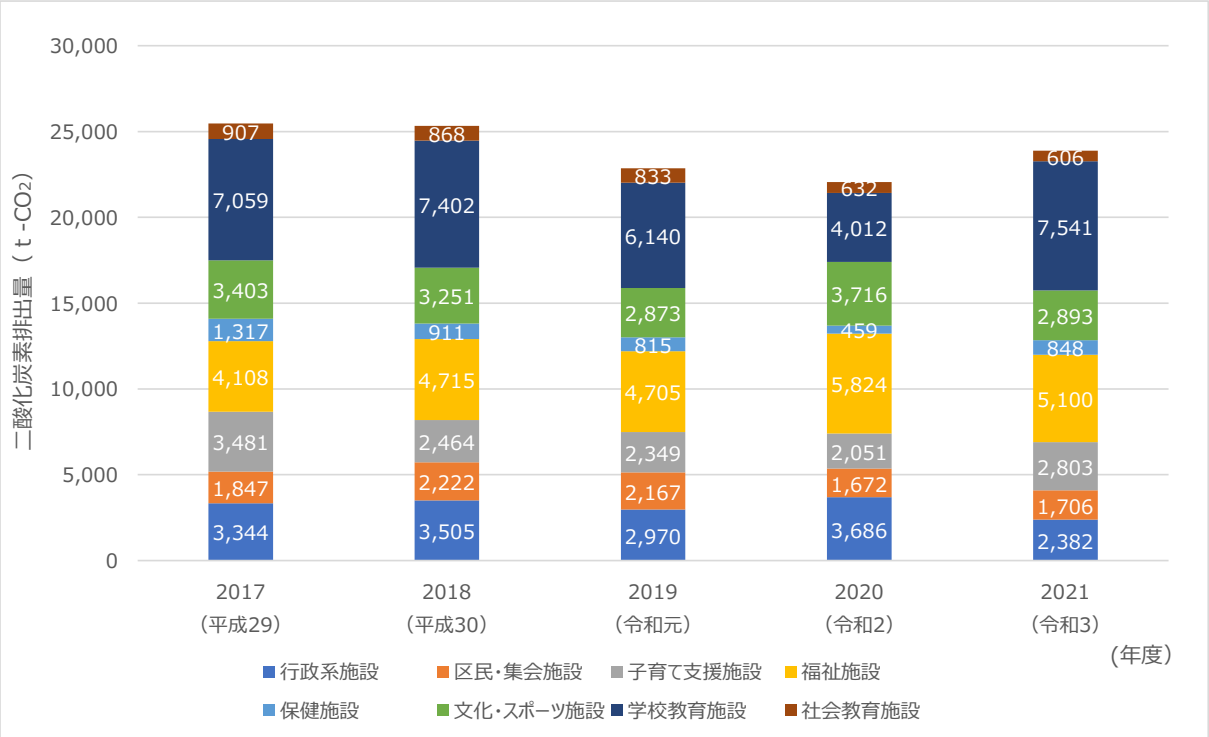

図 5.1　施設種類別の二酸化炭素排出量の推移

資料-2　再生可能エネルギー等導入状況

エリア		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光+風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
品川地区	1	総合庁舎(本庁舎･第３庁舎･議会棟)	品川区 広町 2-1-36					○	
	2	第二庁舎（防災センター）	品川区 広町 2-1-36	○				○	
	3	品川学園（義務教育学校）	品川区 北品川 3-9-30	○		○		○	地中熱利用設備あり
	4	品川保健センター/健康センター	品川区 北品川 3-11-22	○				○	
	5	新大崎図書館	品川区 北品川 5-2　12 階					○	
	6	御殿山小学校	品川区 北品川 5-2-6	○		○	○	○	風力発電設備あり 地中熱利用設備あり
	7	城南小学校	品川区 南品川 2-8-21	○		○	○	○	
	8	品川区立障害児者総合支援施設	品川区 南品川 3-7-7	○				○	
	9	台場小学校	品川区 東品川 1-8-30		○			○	
	10	東品川高齢者施設(福栄会)	品川区 東品川 3-1-8				○	○	
	11	ファミーユ下神明	品川区 西品川 1-20-16		○				
	12	しながわ中央公園（管理棟）	品川区 西品川 1-27-14	○		○	○		
	13	中小企業センター	品川区 西品川 1-28-3	○					
大崎地区	14	芳水小学校	品川区 大崎 3-12-22	○		○	○	○	
	15	上大崎シルバーセンター	品川区 上大崎 1-3-12					○	
	16	第三日野小学校(北棟･南棟)	品川区 上大崎 1-19-19					○	
	17	上大崎特別養護老人ホーム	品川区 上大崎 3-10-7	○				○	
	18	日野学園（義務教育校）/総合体育館	品川区 東五反田 2-11-1	○				○	
	19	東五反田四丁目グループホーム	品川区 東五反田 4-11-6					○	
	20	西五反田複合施設（高齢者施設･住宅）	品川区 西五反田 3-6-6	○				○	
	21	ファミーユ西五反田(東館)	品川区 西五反田 3-6-38			○		○	
	22	第一日野小･幼保一体施設/教育複合施設	品川区 西五反田 6-5-32			○		○	

エリア		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光+風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
大井地区	23	大井三丁目高齢者憩いの場	品川区 大井 3-17-16	○				○	
	24	伊藤学園（義務教育学校）	品川区 大井 5-1-37	○				○	
	25	大井六丁目認知症高齢者グループホーム	品川区 大井 6-20-5	○					
	26	鮫浜小学校	品川区 東大井 2-10-14					○	
	27	浜川中学校	品川区 東大井 3-18-34	○					
	28	大井林町高齢者複合施設	品川区 東大井 4-9-1	○				○	
	29	立会小学校	品川区 東大井 4-15-9	○					
	30	東大井地域密着型多機能ホーム・区立品川保育園	品川区 東大井 5-8-12					○	
	31	総合区民会館（きゅりあん）	品川区 東大井 5-18-1					○	
	32	冨士見台中学校	品川区 西大井 5-5-14	○					
	33	伊藤小学校	品川区 西大井 5-6-8	○					
	34	西大井複合施設（区立かがやき園）	品川区 西大井 6-2-14	○				○	
	35	浜川小学校	品川区 南大井 4-3-27	○					
	36	南大井複合施設（高齢者施設・住宅）	品川区 南大井 5-19-1	○				○	
荏原地区	37	荏原複合施設(保健センター・高齢者施設)	品川区 荏原 2-9-6	○				○	
	38	スクエア荏原	品川区 荏原 4-5-28	○				○	
	39	後地小学校	品川区 小山 2-4-6	○		○	○	○	
	40	林試の森公園通路	品川区 小山 2-7			○			
	41	武蔵小山駅前創業支援センター	品川区 小山 3-27-5	○					
	42	小山小学校	品川区 小山 5-10-6	○				○	
	43	荏原第六中学校	品川区 小山 5-20-19	○				○	
	44	戸越台複合施設（中学校・高齢者施設）	品川区 戸越 1-15-23	○				○	

エリア		施設名	住所	太陽光	街路灯（太陽光）	街路灯（太陽光+風力）	太陽熱	雨水利用施設	備考
	45	大原小学校	品川区 戸越 6-17-3	○					
	46	中延六丁目高齢者施設	品川区 中延 6-8-8	○				○	
	47	平塚橋高齢者多世代交流支援施設(特養ホーム・ゆうゆうプラザ)	品川区 西中延 1-2-8	○					
	48	第二延山小学校	品川区 旗の台 1-6-1	○	○				
	49	旗台小学校	品川区 旗の台 4-7-11	○					
	50	荏原第五中学校	品川区 旗の台 5-11-13	○					
	51	荏原第三地域センター	品川区 平塚 1-13-18	○					
	52	平塚高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）	品川区 平塚 2-10-20	○				○	
	53	荏原平塚学園（義務教育学校）	品川区 平塚 3-16-26			○		○	
	54	豊葉の杜学園（義務教育学校）	品川区 二葉 1-3-40	○		○		○	地中熱利用設備あり
	55	品川区立環境学習交流施設(エコルとごし)	品川区 豊町 2-1-30	○				○	
	56	杜松特別養護老人ホーム	品川区 豊町 4-24-15	○					
八潮地区	57	資源化センター	品川区 八潮 1-4-1	○					
	58	八潮南特別養護老人ホーム等/高齢者福祉施設	品川区 八潮 5-9-2		○				
	59	こみゅにてぃぷらざ八潮	品川区 八潮 5-9-11		○				
その他	60	日光しながわ光林荘	栃木県日光市 細尾町 676-1		○			○	
	61	品川荘	静岡県伊東市 広野 1-3-17				○		
	62	公園時計	一部の公園		○				

2022（令和４）年４月時点

品川区職員環境行動計画
～しながわ職員エコアクト～

発行日　：　令和５年３月
発　行　：　品川区
編　集　：　都市環境部　環境課
住　所　：　〒140-8715　品川区広町 2-1-36
電　話　：　03-5742-6749
ＦＡＸ　：　03-5742-6949

表紙、裏表紙は古紙パルプ配合率 60%再生紙を使用しています

本編は古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

Shinagawa City
品川区